

令和6年 第2回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 6年 5月 8日 開会

令和 6年 5月 8日 閉会

大 樹 町 議 会

令和6年第2回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年5月8日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 同意第 4 号 教育長の任命について
- 第 6 議案第35号 大樹町税条例の一部改正について
- 第 7 議案第36号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第37号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第39号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1 番 播 間 章 浩	2 番 寺 嶋 誠 一	3 番 辻 本 正 雄
4 番 吉 岡 信 弘	5 番 西 山 弘 志	6 番 船 戸 健 二
7 番 杉 森 俊 行	8 番 西 田 輝 樹	9 番 安 田 清 之
10 番 志 民 和 義	11 番 菅 敏 範	12 番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	牧 田 護
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	水 津 孝 一

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
-------	---------

<農業委員会>

農業委員会会長

穀 内 和 夫

農業委員会事務局長

清 原 勝 利

<監査委員会>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長

佐 藤 弘 康

係 長

木 田 悟 史

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 2 回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において、

8 番 西 田 輝 樹 議員

9 番 安 田 清 之 議員

10 番 志 民 和 義 議員

を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員会報告

○議長

日程第 2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

本日、午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議をいたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、人事案件 1 件、条例の一部改正 2 件、補正予算が 1 件、契約の締結が 1 件、財産の所得が 1 件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については、本日 1 日間とし、日程はお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われるようよろしくお願いいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和6年3月5日開催の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについて、ご報告申し上げます。

1番目の尾田認定こども園おひさまの閉園につきましては、昭和30年に季節保育所として開所して以来、地域に根ざした公立保育所としての役割を担ってきましたが、少子化により、地域の子どもが減少し、令和3年度まで20名以上いた園児が、令和6年度は6名となり、令和7年度には3名となること並びに尾田地域の子どもがいなくなるなどから、園児の保護者並びに尾田地域の方々と今後の在り方について協議を重ねてまいりました。令和6年2月に保護者より、3月に尾田地域より閉園することに同意を得たことから、令和6年度末をもって、閉園することといたしましたので、報告させていただきます。

2番目のたいき未来共創会議の開催につきましては、2回目を3月6日に福祉センターで開催しております。6名の方に参加をいただき、子育て環境や地域の課題点などについて意見交換を行っております。

3番目の協定締結につきましては、先の定例議会で制定をさせていただきました大樹町犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者の支援に関し、町と広尾警察署が協力するとともに、個人情報 の適正な取扱いについて協定を締結するものであります。

4番目の計画の策定につきましては、3月26日に大樹町都市計画審議会より答申をいただき、大樹町都市計画マスタープランを策定しております。

5番目の委員等の委嘱につきましては、保護司、都市計画審議会委員、空き家等対策協議会委員等を、それぞれ記載のとおり委嘱をさせていただいております。

6 番目の航空宇宙関連につきましては、3 月 1 5 日から 1 9 日にかけて、J A X A 宇宙科学研究所と株式会社植松電機が、小型ロケットの飛行実験を実施したほか、各種試験や実験が記載のとおり行われております。

7 番目の財産の処分につきましては、柏木町の宅地分譲地 1 区画を記載のとおり処分しております。

8 番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札により、工事請負契約 1 0 件、業務委託契約 2 4 件、物品購入契約 7 件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

9 番目の地域おこし協力隊の任用につきましては、新たに民間研修派遣の協力隊員 1 名を 4 月 1 日より任用しております。

1 0 番目の人事関係、1 1 番目のその他来庁者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります、南十勝長期宿泊体験交流協議会（S T E P）による体験活動において、主催事業は、春季宿泊体験活動を記載のとおり開催をしております。

2 番目の南十勝長期宿泊体験交流協議会の解散についてであります、南十勝長期宿泊体験交流協議会を令和 6 年 4 月 1 8 日に解散をいたしました。本協議会は、平成 2 0 年 4 月に設立し、国が提唱する農山漁村交流プロジェクトのモデル地区として本町が選定されるなど、子どもたちの農山漁村での長期宿泊体験により、農山漁村の振興を図るなど活動を進めてきたところであります。

しかしながら、国の制度化が進まず、設立当初の目的からずれが生じてきたところであり、近年は、主催事業であるキャンプや日帰り体験などへの町内参加者が少ないなど費用対効果が低いこともあって、令和 5 年度をもって解散することとしたところであります。

3 番目の大樹町体験活動支援協議会の設立についてであります、本町の子どもたちを中心に、本町の豊かな自然環境を生かした体験活動と児童・生徒の交流機会の提供を柱に、令和 6 年 4 月 1 8 日に町や教育委員会を始め、各産業団体、本協議会事業に携わる指導員の方を構成メンバーとして、本協議会を設立したところであります。

4 番目の地域おこし協力隊の委嘱についてであります、4 月 1 日付で駒形優衣さんを委嘱いたしました。

5 番目の教育委員会の人事関係についてであります、4 月 1 日付で 4 名の分掌替者の人事異動の発令、また、同日付けで 2 名の出向の発令を行っております。

6 番目のその他会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後

ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、穀内農業委員会会長。

○穀内農業委員会会長

続きまして、農業委員会行政報告につきまして、ご報告申し上げます。

1の人事関係についてでございますが、令和6年4月1日付の人事異動の発令で、事務局長の事務分掌替えなどを行っております。異動者及び事務分掌は、報告書に記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、農業委員会行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議 長

再開いたします。

◎日程第5 同意第4号

○議 長

日程第5 同意第4号教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長の任命について同意をお願いするもので、現教育長の沼田拓己氏が、令和6年5月31日をもって任期が満了となります。後任の教育長につきましては、引き続き、沼田拓己氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

沼田氏は、現在63才で、令和4年4月1日より教育長に就任されております。教育行政に精通し、人格も高潔で、学校長を始め教職者からの人望も厚く、精力的に教育長の職務を全うしていることから、引き続き任命したいと判断したものでございます。任期につきましては、本年6月1日から令和9年5月31日までであります。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、参照いただくとともに、ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、大樹町議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第4号教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は、大樹町議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの投票者数は11名であります。

お諮りします。

大樹町会議規則第31条の第2項の規定により、立会人に4番、吉岡信弘君、5番、西山弘志君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、立会人に吉岡信弘君、西山弘志君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

異常なしと認めます。

これより、投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、本案を可とする議員は賛成と、非とする議員は反対と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなします。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、これに応じて順次投票願います。

記載のほうは、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議長 長

それでは、点呼を命じます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

1 番、播間章浩議員。2 番、寺嶋誠一議員。3 番、辻本正雄議員。4 番、吉岡信弘議員。5 番、西山弘志議員。6 番、船戸健二議員。7 番、杉森俊行議員。8 番、西田輝樹議員。9 番、安田清之議員。10 番、志民和義議員。11 番、菅敏範議員。

以上です。

(投票)

○議長 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

4 番、吉岡信弘君、5 番、西山弘志君は、立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 長

それでは、投票総数11票。

そのうち、賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開場)

○議長 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長 長

再開いたします。

◎日程第6 議案第35号

○議長

日程第6 議案第35号大樹町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第35号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月に公布されたことに伴い、大樹町税条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

それでは、始めに改正内容の概要をご説明いたします。

改正内容の主なものとしまして、3点ございます。

1点目は、令和6年度税制改正に伴い、令和6年度分の個人住民税について、納税者本人とその同一年計配偶者及び扶養親族1人につき個人住民所得割から1万円を控除するものでございます。

2点目は、令和6年1月に発生した能登半島地震による災害の被害者について、負担軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずるものでございます。

3点目は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備についてでございます。

それでは、条文に沿い、ご説明させていただきます。

次の表の「改正前の欄に掲げる規定」を「改正後の欄に掲げる規定」に改正するものでございます。なお、法令の改正により、条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が改められたことによる改正など、規定している内容に変更点がないものにつきましては、説明を省略させていただきます。

1ページ、第34条の7は、寄附金税額控除についての規定でございます。

第1号ケについて、新たな公益信託に関する法律に基づく新しい公益信託について、現行の認定特定公益信託や公益法人と同様の課税関係となるよう所要の措置を講ずることとされ、このことによる所得税法の改正等を踏まえ、個人住民税に関する規定について改正を行うものでございます。

2 ページに移りまして、第 5 1 条町民税の減免についての規定でございます。

第 2 項に、当町が減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると認める場合において、職権による減免を可能とするただし書の規定を追加するものでございます。

4 ページに移ります。第 7 1 条固定資産税の減免について。第 1 3 9 条の 3、特別土地保有税の減免についての規定でございますが、先ほどの第 5 1 条の改正規定と同様、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

5 ページに移ります。附則第 4 条の 2 は、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての規定でございましたが、単に課税標準の計算、見なし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するとして国からの技術的助言を踏まえ、改正、削除するものでございます。

5 ページ下段から 7 ページ上段にかけまして、附則第 5 条の 2、令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例についての規定でございます。地方税法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 号）の改正を受け、能登半島地震による災害により、住宅や家財等の下について損失が生じたときに、令和 6 年度分の個人町民税において、その損失の金額を雑損控除の適用とすることができる特例を設けるものでございます。

7 ページ下段から 1 8 ページ中段にかけましての附則第 7 条の 5、附則第 7 条の 6、附則第 7 条の 7、附則第 7 条の 8 の規定でございますが、令和 6 年度分の個人の町民税に係る定額減税についての規定でございます。

7 ページ、附則第 7 条の 5 は、令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。第 1 項は、定額減税の対象者を前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者であることなどを定め、第 2 項は、町民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限、公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収額について定めるものでございます。

8 ページ、附則第 7 条の 6、令和 6 年度分の個人の町民税の納税通知書に係る特例についての規定でございます。令和 6 年度税制改正において、普通徴収の場合には、定額減税額を第 1 期分の納付額から控除し、控除しきれない部分は、第 2 期分以降の納付額から順次、控除することなど、詳細に規定したものでございます。

1 1 ページに移りまして、附則第 7 条の 7、令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例についての規定でございます。公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和 6 年 1 0 月以後、最初に支払を受ける公的年金につき、特別徴収されるべき個人住民税の額から控除を行い、控除しきれない部分は、その後に特別徴収されるべき個人住民税の額から順次、控除することとすることなど詳細に規定したものでございます。

1 8 ページに移りまして、附則第 7 条の 8、附則第 7 条の 5 と同様、令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

19ページに移ります。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例を定める規定でございますが、第7項に法附則第15条第25号第2項2特定バイオマス発電設備のうち、木竹に由来するもの、または、農産物の収穫に伴って生ずるものを使ったバイオマスを電気に変換するもの。こちらに対して課する固定資産税の課税標準の特例を定めるものでございます。

20ページに移ります。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についての規定でございます。第3項は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設するものでございます。

22ページ下段、附則第11条から、28ページ中段、附則第15条までは、法律改正に合わせて年度更新及び規定の整備を行うものでございます。

28ページ中段、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。法律改正に合わせて、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものでございます。

以下、附則第16条の4から、32ページ上段、附則第20条の3までは、同様の読替規定を追加するものでございます。

次に、本条例の改正附則になります。

第1条、施行期日は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしておりますが、第1号、第56条の改正規定は、私立学校法の施行日に合わせ令和7年4月1日。第2号、第34条の7第1項の改正規定。附則第4条の2を削る改正規定。改正附則第2条の町民税に関する経過措置の規定は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日に施行すると定めてございます。

第2条では、町民税に関する経過措置について、第3条では、固定資産税に関する経過措置についての定めでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

税改正ですから、国に従ってやっていると思います。これは減税なので、大樹町としてどのぐらいの金額になるか、出ていないのであれば、出ていないでもいいですが、多分分かっているのだらうなと思いますので、どのぐらい減免になるかお教えをいただきたいと思います。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまのご質問ですが、当初賦課時点での試算になります。定額減税の対象人数 2,695 人、見込額が 2,312 万円。所得 1,805 万円を超える方、対象外になりますけれども、14 人ということで、試算結果になっております。この後、当初賦課から金額が移動する場合もございますので、確定ではないということで、あくまで試算ということでご理解ください。

また、この定額減税の分ですが、地方特例交付金により、全額国費で補填されるということになってございますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 36 号

○議 長

日程第 7 議案第 36 号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 36 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年 1 月に公布されたことや、国民健康保険事

業の都道府県単位化に伴い、定められた目標税率に基づき、当町において、2年ごとに保険税率の改定を進めておりますが、今年が改定年度にあたることから、大樹町国民健康保険条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

それでは、始めに改正内容の概要をご説明いたします。

改正内容の主なものとしまして3点ございます。

1点目は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、課税限度額を引き上げるものでございます。国保税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三つに分かれており、それぞれの限度額が設定されておりますが、このうちの後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げるものでございます。

2点目は、同じく法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、保険税の減額に係る軽減要件を緩和するものでございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の所得算定において、被保険者数の人数に応じて加算する金額を拡大することで、要件を緩和する内容となっております。

3点目は、税率を改正するものでございます。平成30年度に国民健康保険の事業が都道府県単位化され、市町村ごとの標準税率が示されたことにより進めている改定で、被保険者に対する激変緩和として2年に一度、段階的に実施し、令和12年度の全道統一保険料に向け、進めているものでございます。今回は、令和5年1月16日に北海道より示されました市町村標準税率を参考に、令和10年度まで到達することを目標にし、改正を行うものでございます。

それでは、条文に沿い、説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

1ページ、第2条、課税額についての規定でございます。第3項では、後期高齢者支援金等課税額について定めており、同じくただし書で限度額を定めておりますが、改正前の「22万円」を改正後は「24万円」に改めるものでございます。

第3条、2ページに移りまして、第5条の2は、基礎課税額の改定で、第3条では、所得割計算に用いる率を改正前の「100分の4.86」を改正後は「100分の6.10」に改めるものでございます。第5条では、被保険者均等割額を改正前の「2万3,000円」を改正後は「2万4,622円」に改めるものでございます。第5条の2では、世帯別平等割額を、3ページに移りまして、それぞれ改正後の額を「2万7,427円」、「1万3,714円」、「2万5,711円」に改めるものでございます。第6条、第7条の2、第7条の3

は、後期高齢者支援金等の課税率と課税額の改定で、第6条では、所得割計算に用いる率を改正前の「100分の2.20」を改正後は「100分の2.36」に改めるものでございます。第7条の2では、被保険者均等割額を改正前の「6,890円」を改正後は「7,595円」に改めるものでございます。第7条の3では、世帯別平等割額をそれぞれ改正後の額を「8,534円」、「4,267円」、「6,401円」に改めるものでございます。

3ページから4ページにかけまして、第8条、第9条の2、第9条の3は、介護納付金の課税率と課税額の改定で、第8条では、所得割計算に用いる率を改正前の「100分の1.30」を改正後は「100分の1.50」に改めるものでございます。第9条の2では、被保険者均等割額を、改正前の「7,605円」を改正後は「8,003円」に改めるものでございます。第9条の3では、世帯別平等割額を改正前の「6,145円」を改正後は「6,363円」に改めるものでございます。

4ページ中段から10ページにかけまして、第23条の規定、国民健康保険税の減額についての規定でございます。同条第1項は、第2条の課税額の限度額の改正に合わせまして、改正前の「22万円」を改正後は「24万円」に改めるものでございます。第1号は、低所得世帯に向けた7割軽減についての規定でございます。

5ページ下段に移りまして、アでは、基礎課税額の被保険者均等割額を「1万7,236円」に改め、イでは、基礎課税額の世帯別平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、6ページに移りまして、「1万9,199円」に、（イ）の特定世帯は、「9,600円」に、（ウ）の特定継続世帯は「1万4,400円」に改めるもので、（ウ）では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「5,317円」に改め、（エ）では、世帯別平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では、「5,974円」に、（イ）の特定世帯は「2,987円」に、（ウ）の特定継続世帯は「4,481円」に改めるもので、（オ）では、介護納付金課税被保険者の均等割額を「5,603円」に改め、（カ）では、世帯別平等割額を「4,455円」に改めるものでございます。

第2号は、5割軽減についての規定でございます。改正前の「29万円」を改正後は「29万5,000円」に改め、7ページに移りまして、（ア）では、基礎課税額の被保険者均等割額を「1万2,311円」に改め、（イ）では、基礎課税額の世帯別平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、「1万3,714円」に、（イ）の特定世帯は、「6,857円」に、（ウ）の特定継続世帯は「1万286円」に改めるもので、（ウ）では、後期高齢者支援等課税額の被保険者均等割額を「3,798円」に改め、（エ）では、世帯別平等割額を（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「4,267円」に、（イ）の特定世帯は「2,134円」に、（ウ）の特定継続世帯は「3,201円」に改めるもので、（オ）では、介護納付金課税被保険者の均等割額を「4,002円」に改め、（カ）では、世帯別平等割額を「3,182円」に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減についての規定でございます。

8ページに移りまして、改正前の「53万5,000円」を改正後は「54万5,000円」

に改め、(ア)では、基礎課税額の被保険者均等割額を「4,925円」に改め、(イ)では、基礎課税額の世帯別平等割額を(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、「5,486円」に、(イ)の特定世帯は、「2,743円」に、(ウ)の特定継続世帯は「4,115円」に改めるもので、(ウ)では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「1,519円」に改め、(エ)では、世帯別平等割額を(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、9ページに移りまして、「1,707円」に、(イ)の特定世帯は「854円」に、(ウ)の特定継続世帯は「1,281円」に改めるもので、(オ)介護納付金課税被保険者の均等割額を「1,601円」に改め、(カ)世帯別平等割額を「1,273円」に改めるものでございます。

第23条第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児童がいる場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額の減額について。

第1号、基礎課税額の被保険者均等割額について、(ア)から(エ)に掲げる世帯について、それぞれ「2万929円」、「1万8,467円」、「1万4,774円」、10ページに移りまして、「1万2,311円」に改めるもので、第2号、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について。(ア)から(エ)に掲げる世帯について、それぞれ「6,456円」、「5,697円」、「4,557円」、「3,798円」に改めるものでございます。

附則になりますが、1項、施行期日は公布の日とし、令和6年4月1日から適用するとしております。2項、適用区分では、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税についての適用とし、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回の改正、国から示されたものをというところで、仕方ないかなと思うところもあるのですが、見る限り、全体的に値上げというところになってくるかなというところなのですが。国保税の負担者、自営業者の、大樹で言えば農業者とかが多いのかなと思うのですが、負担がどんどん増えていくのかなというところで感じるところがありました。

それで、都道府県の統一運用に向けて、段階的に引き上げていくというご説明もありましたが、これは、仮にまた2年後というところでの引き上げを予定されているのかというところと、統一運用に向けてというところなのですが、具体的には、条例で定めていますので、各市町村の判断になっているところもあるかなと思うのですが、この辺り、統一運用と言いながら、例えば、従っていない市町村はあるのか、ないのか。仮に、従わなかつ

た場合の措置、その辺りについて確認させていただきますでしょうか。

○議長 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問のごさいました都道府県の広域化に向けたスケジュール、それから、改定の予定ということと、あと、限度額のほうの法定で定められた限度額未満の自治体、保険者があるかということかと思われます。

まずは、保険税の改定スケジュールの関係でございしますが、まず、平成30年に広域化の方針が決まりまして、2年に一度、合計4回、令和6年度までの改定ということで、目標税率に到達することを基本に定めて進めてきたところでございます。北海道から示された市町村標準税率を基に、それを目標値と設定して進めてきたところでございます。

その後、令和5年に同じく北海道から市町村標準税率が示されたわけですが、当時の平成30年に定めた目標税率と令和5年の市町村標準税率の差が、実は4.84ポイントほど低い状況というか、令和5年の標準税率が高く示されているものとなっております。

そういうことを受けまして、令和12年に統一保険料に、全道統一の保険料に向けて進んでいく中で、いきなり統一保険料になると、税額が、いきなりどんと上がってしまうということもございまして、さらに、段階的に保険料率を引き上げていくのが望ましいということになりまして、令和5年の標準税率を令和10年に到達するというところで計画を見直しまして、2年に一度引き上げていくということで、今回、税率の設定をしているということになってございます。

それから、限度額の関係ですが、令和4年度の状況になるのですが、賦課限度額、法で定められた限度額未満に設定している自治体ですが、道内178保険者ございまして、19保険者が、法定で定める限度額未満の限度額に設定しているところがございます。

以上で、説明を終わります。

○議長 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○議長 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

もう1点、罰則があるかどうかというところが、質問で回答を漏らしておりました。

罰則はないのですが、令和12年に全道統一の保険税率になった際に、保険者の手出し分が増えてしまうということになります。

以上で、終わります。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

全体的な引き上げということですね。それで、今までこう、市町村単位でやっていたときには、一般会計からの繰入れというのがあって、抑えて、それでも全体として上がってきていたのですが、これをなるべく抑えるような市町村単位で定める、これは全国的に3,400億円ぐらい当時あったと思うのです、その補填が。これは、都道府県化になったときに、今までその町村で負担していた、その一般会計からの繰入れは、その財源は一体どうなっていくのでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議 長

再開いたします。

黒川町長。

○黒川町長

令和12年に全道一律の税率になった暁には、各町村が、それぞれの被保険者単位で足りない部分を補填するということはなくなるものと思っております、全道統一のルールで行われるようになるというふうに認識しております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そのために統一することなので、だから、そうすると今まで大樹町は、どちらかというと低く抑えて、こうなったときに一斉に、南十勝は特に低かったんで、それは要望に急ぎょ行ったという、そういう経過もあるので。だから、今度一本化になった場合でも、やはり、国保税全体の負担というのは高いというのは、もうみんな分かって、非常に苦しんでいるわけです。その対策を、やはりこれはやっていかないと、いくら統一しても、それはやっていかなければならないと思うのです。その要望というか、国にやはり求めていかなかったら、こういう安定的にと、自分たちだけで、あとは、国は、自治体合計額3,400億円ぐらいあるのですよね。それを全くなくされたら、なくして、その財源を町としてういていくならいいけれども、1年間負担していた何千万円と、それが全くなく

なって、被保険者だけの負担になってくると、これはもう大変なことになるというのははっきりしているわけですね。その点に対して、国に対して強い要望を、私は負担軽減していくべきだと考えていますけれども、いかかでしょうか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

統一ルールということは、もう既に決まっていることではありますので、それに従っていくことは当然でありますけれども、今言われましたように、国保被保険者の負担軽減に向けて、できる努力をしていくという部分では、全くそのとおりだと思いますので、今、具体的なことは申し上げられませんが、その時点で軽減に向けた措置が何か必要であれば、そういった活動をしていきたいと思います。

○議 長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案37号

○議 長

日程第 8 議案第 37 号令和 6 年度大樹町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 37 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和 6 年度大樹町一般会計補正予算（第 1 号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ 3,860 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 78 億 1,260 万 8,000 円にするものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第 37 号についてご説明させていただきます。

最初に資料で説明させていただきますので、3 ページをお開き願います。

最初に、総務費。総務費全体で 1,522 万円の増。総務管理費、委託料で 22 万円の増。財源は全て一般財源で、国が今年 6 月から実施する定額減税に対応するため、人事給与システムを改修する費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、宇宙のまちづくり推進事業、負担金補助及び交付金で 1,500 万円の増。財源は全て特定財源、その他寄附金で、インターステラテクノロジズ社に対するロケット開発応援の大樹町クラウドファンディング活用事業補助金 1,500 万円について予算の計上をお願いするものです。

次に、民生費です。児童保育一般経費、委託料で 738 万 8,000 円の増。財源は全て一般財源で、令和 7 年度を計画開始年度とする子ども計画の策定に伴う費用について予算の計上をお願いするものです。

次に、商工費です。商工費全体で 1,600 万円の増。観光振興対策事業、負担金補助及び交付金で 100 万円の増。財源は全て一般財源で、地域おこし協力隊員で、今年度にて任期満了となる隊員 1 名に対し、地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に基づき、アウトドア体験型観光サービスの起業支援をするための補助金について予算の計上をお願いするものです。

続きまして、ふるさと応援推進事業委託料で 1,500 万円の増。財源は全て特定財源、その他寄附金で、先の総務費で予算計上しましたロケット開発応援の大樹町クラウドファンディング活用事業補助金 1,500 万円の補正予算に伴い、財源となるふるさと納税の寄附金 3,000 万円に対する返礼品等の費用について予算の計上をお願いするものです。

以上、合計で補正額3,860万8,000円の増。財源内訳は、特定財源では、その他が3,000万円の増、一般財源は860万8,000円の増となるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1款1目ともに、町民税1目個人で2,312万円の減。

次に、その下段、10款1項1目地方特例交付金で2,312万円の増。先の議案第35号大樹町税条例の一部改正でお認めいただきました定額減税に伴い町民税を減額し、その補填として交付される定額減税減収補填交付金を同額追加補正するものであります。

18款寄附金、20款繰越金につきましては、歳出に合わせて説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額77億7,400万円。補正額、2款総務費から7款商工費まで3,860万8,000円の増。補正後の歳出合計78億1,260万8,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額77億7,400万円。補正額、1款町税から20款繰越金まで3,860万8,000円の増。補正後の歳入合計78億1,260万8,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

予算を、今、言っていただきましたが、このシステム改修について、人事院勧告等々もあって減額されることによってなされる業務だというふうには思いますが、どうもこれ、毎度毎度システム改修、システム改修と、これは国がやれと言っているのだから、補助金でなのか、交付金でみてるといっても、お金には書いてないですね、現実的には、予算がないのだから。どの分がどうですよという、町に補填をされているのか、ここら辺をやはり国にも、住民が声を出さなければ、一層、システム改修、システム改修というデジタル化にしろと言いながら、町の持ち出しが、現実的には増えていっていると。現実的にも昔、この紙でやっているときのほうが、経費がかからなかったのではないかと、現実的にはそう思うのです。

だから、この部分は、各町村同じだと思いますので、多分、使っている業者も違うのか、そこら辺はどうですか。大樹は帯広の業者だと思うのですが、ほかのところは、同じシステムを使っているのかどうか、お聞かせください。ほかの町村だから、分からなかつ

たら、分からないでいいです。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

システム改修の部分で、そのシステムの事業者の関係でございますが、まず、当町のほう、帯広市にある会社と委託契約して、業務契約を結んでおります。システム自体は、九州にあるシステム会社のシステムを導入しておりまして、全国では、それ以外にも十数社程度、そういった基幹業務を開発している業務がございます。

基本的には、システム改修に関しましては、その既存の、使用しているシステムの業者が開発したシステムの改修しているものをあてがうものですから、基本的には、現行使っているシステムの事業者と契約しているというのが、一般的となっております。

一般財源の持ち出しの部分でございますが、制度によっては、国のほうで全額補助金がついてくる、いただいているものもありますが、議員おっしゃるとおり、一般財源で措置しているものもございます。今のところ、そういった部分で運用しております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

答弁をいただきました。現実的には、私も納得はしているところですが、今、使っている業者、1業者という形になると、競争の原理からいくと、多分、大きな会社、東京にシステムを持って、その下請けをしているのが帯広の業者と。だから、これが何社かあるということなので、現実的に、ここばかりでいいのかどうか、これは問題視しなければならない部分も、経費を節約するうえで、こういう1社を使ったら、ずうっとやらなければならないですよ。やはり、交渉をしっかりと、どこのシステムを使っても、数字を入れ替えるだけだったら、うちの役場の職員ではできないのですか。多分、100円を200円にしますよというシステムだけでいいのか、どういうシステムなのか。課長のほうも分からないと思いますので、もし、その受けた会社、こういう業務をやるのですと、我々に一度、教えをいただくということをお願いをしたいと思うのですが。現実的に、今、一般業者も個人業者もシステムをいろいろ使っている会社がありますので、そんなに高いのか、安いのか、どうなのかということを考える時期が来ているのかなと、大樹町の予算の一般財源の中にもシステム改修等々、保守点検等々がありますので、そこら辺を含めて考えるべき時期が来ているのかなと思いますので、もし、分かる範囲で、こういう内容でこういうふうにするのですよと。現実的に、分からないと思うのですよね、多分。そこら辺、教えをいただきたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

システム改修の部分でございますが、当町のほうも年々、やはり電算費用のほうが上がってきております。その分に関しては、やはり物価高とか人件費の増で委託料も上がってきているのは分かるのですが、やはりかなり重い負担となっている認識がございます。国は、令和7年度に向けて、基幹システムの標準化というのを進めてございます。当町のほうも、その標準化のほうに進める方向でございます。

標準化になると、基本的には、先ほどご説明した開発している業者が十数社あるのですが、基本的なシステムの仕様は一緒になります。ということは、今後そういった移行に伴って、違うシステムの移行も、今よりは比較的価格が低く移行できるというような形になってございます。そういった意味で、その標準化が終わった後には、いろいろな事業者ともシステム移行が、今までよりは安易にできるかと思いますので、価格面も含めて、今後いろいろな業者と業務システムの部分の見直しを図ってまいりたいと、今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

10ページの18節の補助金で、地域おこし協力隊の起業支援の100万円の補助金のことについてお伺いしたいと思います。

卒後、大樹のほうで起業されることについては、本当に喜ばしいことですし、嬉しいことだというふうに思っております。この100万円の中で、どのようなビジネスモデルというか、起業されていくのか、差し障りのない程度で、その起業の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域おこし協力隊の起業の関係でございますけれども、現在、町の特色を活かした自然体験型アウトドアツアーの企画開発に取り組んでいる隊員が、この令和6年度末をもって任期満了という形で今年度起業するという事で、今回の補正をさせていただきました。

主な内容としましては、アウトドアガイドとして、本人がガイド役をやりながら体験型観光サービスの提供を行っていくというようなものになりまして、例えば、砂金掘りですか、川とか海の魚釣りなどを取り入れながら、町を散策しながら、リバーウォークというのでしょうか、川を歩きながらとか、その体験をしたいという人を連れながら、町の自然の中を歩きながら砂金掘りをしたり、魚釣りをしたりというような体験型のツアーを企画して行うというようなものがメインでありますし、また、冬には、スノーシューを履い

て、原野を歩くとか、そういったようなことも行いますし、歩くスキーですとか、春夏秋冬、その四季折々の大樹町ならではの自然体験を活かした取組を行っていくというようなことと、あとは、宇宙のまちという部分も含めて、星空観察会とかを行っていくというようなこと、また、ワカサギ釣りなども取り入れていくというようなところもありまして、大樹の自然を十分に活かすものを行っていくというような内容でございます。

以上です。

○議 長

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今の同僚議員の質問と関連する部分もあるのですが、観光振興対策事業で100万円、一般財源から計上されております。それで、大樹町内で起業、地域おこし協力隊が卒業後、起業していただけるということは、本当に喜ばしいことかなと思うのですが。町内、同様の制度で起業家支援事業ですかね、そういった補助金もあると思うのですが、これらの要件の違いというか、例えば、この起業支援の100万円を頂いて、またさらに、そちらも利用できるものなのか。それと、起業の要件、町内の活動であったり、あと、何年以上活動しなければいけないとか、そういった要件があれば教えていただきたいのと、財源について、地域おこし協力隊の財源は総務省から活動資金が下りてきているのかなという認識ではいるのですが、これについては、その対象になるのか、ならないのかということを確認させていただければと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域おこし協力隊の起業支援の関係でございますけれども、まず始めに、財源につきましてですが、これは、協力隊の報酬や活動費とはまた別に、国のほうからその起業に対する支援ということで、100万円の特別交付税措置があるというものでございます。

それで、私どものほうでも交付要綱を定めておりまして、その100万円を限度として補助するというようなことにしておりまして、起業した日から、まず3年間は町内において、この事業を行ってくださいと。もし、その3年以内に転出したとか、あとは、事業を停止したという場合については、交付したお金を年数によって返還をしていただくというような要綱となっているところでございます。それで、別に起業等の支援というのは、町の補助制度があるわけですが、それについては重複しての支援ということにはならないかなとは思っておりますが、また新たに別なものとして起業に対する経費がかかるという場合については、その計画内容によって、そこは対象となるか、ならないかは判断をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

若干、私も関連をいたしますので、重複する部分があるかと思います。起業家ですから、この100万円、事業をやるのですよと。今後、この方が、起業ですから、商売となるわけですね。現実的に事務所をどこに置かれるのか、法人登記を個人事業主となるのか、ここら辺がよく見えないのです、今まで。ちょっと疑問を感じておりまして、補助金だけもらうけれども、本当にちゃんと事業をやっているのか、やっていないのか、やっている方もおられますが、見えない部分もありますので、大樹で図書館等々やって、昨日辺りも新聞に出ている方もおられましたが。やはり、どうも住民に活動内容が見えない。砂金掘りとかいったら、教育委員会もやっていますよね。重複するのではないの、今度は委託するのと。おいしいところだけ取られてしまうのか、そこら辺は、教育長、ここら辺の問題もあるのですよ。で、要は、魚釣りします、何にしますと。今度は、子どものための体験学習をやるのだから。それとも重複するのかなど。教育委員会は、教育委員会としてやるのですか。そちらはそちらですというふうになったら、同じものを同じ、教育委員会がやるのと、民がやるのは、手法は変わるとは思いますけれども。教育委員会として、この今の総務課長、伊勢課長からの答弁だと、同じような項目ですよ。ここら辺は、教育長としてどう思いますか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

安田議員ご質問の件でございますが、先ほど行政報告で報告させていただいたとおり、子どもたちに新たな体験活動の機会を提供する組織として、新たな組織を4月の中旬に立ち上げたところでございました。

その中には、川での活動というのも想定してございます。今のところは、私どものほうの組織人材で対応していこうと思っておりますが、町内でそういった活動をやっている方と幅広く情報を共有しながら、私どもの活動のほうにお力添えをいただける、あるいは、アイデアをいただける、そういったものについては、幅広く協力しながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、今のところは、それを想定した活動ではございませんので、今後活動しながら、情報を共有しながら、場合によっては、必要によっては、そういった方たちとも幅広く連携をしてみたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号

○議 長

日程第9 議案第38号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、北海道スペースポート整備工事。

工事の施工場所は、大樹町字美成169番地ほか。

契約の方法は、随意契約。

契約金額は、6億1,006万円。

契約の相手方は、日本工営・黒川・清水・宮坂特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市中央区北5条西6丁目2番地、日本工営株式会社札幌支店、支店長、橋場克泰。

工事内容は、射場造成工事一式、射点・煙道施設工事一式等であります。

工期は、契約の締結の翌日から令和7年3月14日までであります。

なお、議案の下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号

○議長 長

日程第10 議案第39号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、塵芥車。

数量は、一式。

取得金額は、1,750万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、広尾郡大樹町鏡町1番地42。有限会社三浦自動車工業、代表取締役三浦祥嗣。

参考といたしまして、納入期限は、令和7年3月31日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和6年第2回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時49分